

ごみ収集予定カレンダー

(北浦・北浦東・北浦西・馬越・南浦北浦・宮ノ上・座ノ下・坂場・野地・栄・天満・南浦天満)

【問い合わせ先】 尾鷲市クリーンセンター ☎22-0605

尾鷲市清掃工場 ☎22-3245

★ごみ出しの詳細については分別ガイドブックをご覧ください。

★袋に入らない可燃ごみは、小さく切って指定袋へ入れて下さい。

★清掃工場に持ち込む際には、指定袋へ入れないで下さい。

○燃やすごみ (月・木コース)

○資源化物 (E地区)

(分別ステーションに出すもの)

【紙類、その他、カン類、ビン類⇒第1～第4金曜日】

【資源プラスチック類⇒火曜日】



令和6年

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1 ごみ	2 資源プラ	3	4 ごみ	5 紙類	6
7 持込	8 ごみ	9 資源プラ	10	11 ごみ	12 その他	13
14	15 ごみ	16 資源プラ	17	18 ごみ	19 カン類	20
21 持込	22 ごみ	23 資源プラ	24	25 ごみ	26 ビン類	27
28	29 ごみ	30 資源プラ				

令和6年

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 ごみ	3 紙類	4
5 持込	6 ごみ	7 資源プラ	8	9 ごみ	10 その他	11
12	13 ごみ	14 資源プラ	15	16 ごみ	17 カン類	18
19 持込	20 ごみ	21 資源プラ	22	23 ごみ	24 ビン類	25
26	27 ごみ	28 資源プラ	29	30 ごみ	31	

令和6年

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2 持込	3 ごみ	4 資源プラ	5	6 ごみ	7 紙類	8
9	10 ごみ	11 資源プラ	12	13 ごみ	14 その他	15
16 持込	17 ごみ	18 資源プラ	19	20 ごみ	21 カン類	22
23	24 ごみ	25 資源プラ	26	27 ごみ	28 ビン類	29
30						

令和6年

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1 ごみ	2 資源プラ	3	4 ごみ	5 紙類	6
7 持込	8 ごみ	9 資源プラ	10	11 ごみ	12 その他	13
14	15 ごみ	16 資源プラ	17	18 ごみ	19 カン類	20
21 持込	22 ごみ	23 資源プラ	24	25 ごみ	26 ビン類	27
28	29 ごみ	30 資源プラ	31			

令和6年

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1 ごみ	2 紙類	3
4 持込	5 ごみ	6 資源プラ	7	8 ごみ	9 その他	10
11	12 ごみ	13 資源プラ	14	15 ごみ	16 カン類	17
18 持込	19 ごみ	20 資源プラ	21	22 ごみ	23 ビン類	24
25	26 ごみ	27 資源プラ	28	29 ごみ	30	31

令和6年

9月

日	月	火	水	木	金	土
1 持込	2 ごみ	3 資源プラ	4	5 ごみ	6 紙類	7
8	9 ごみ	10 資源プラ	11	12 ごみ	13 その他	14
15 持込	16 ごみ	17 資源プラ	18	19 ごみ	20 カン類	21
22	23 ごみ	24 資源プラ	25	26 ごみ	27 ビン類	28
29	30 ごみ					

※回収拠点に出すごみ

回収品目

紙パック、ペットボトル、白色発泡トレイ、乾電池、蛍光灯
(分別ステーションには出せません。)

※清掃工場に持ち込まなければならないごみ

大きさ制限を超える大型ごみ(おおむね四方が50cm、重さが10kgを超えるごみ)

※月～金(祝日除く) 9:00～16:00 ※第1・第3日曜日 9:00～15:00

※ごみを持ち込む際には、あらかじめ分別してお持ち込み下さい。
(分別されていないと引き取れない場合があります)

※リサイクルできる家具等の回収

使用可能な家具等の場合、クリーンセンターへ予約すれば、係員がお伺いして引き取る物かどうかの判断の上、無料で回収いたします。

※回収した家具等は、リサイクル品として同センターで配布します。

※引き取り不可の場合はご自身で廃棄していただきます。

大量のごみについて

大量のごみ(草木などを含む)が出る場合は、回収場所に出さずに清掃工場に持ち込んで下さい。また、持ち込む際は事前に清掃工場へ連絡して下さい。

ごみ出し三原則を守りましょう ■決められた日に(朝8時まで) ■決められた物を(分別して) ■決められた場所へ出しましょう

×市が取り扱わないごみ

下記に該当するものについては、販売店や処理業者等に相談して下さい。

- 爆発性、引火性、毒性、危険性、著しく悪臭を発するもの、特別一般廃棄物、廃棄物の処理を著しく困難にするもの、市の処理施設の機能に支障を生じるもの
- 産業廃棄物であるもの
- 法律(家電リサイクル法、オートバイリサイクル法)などにより処理過程が義務付けされているもの
- 適正処理困難物に指定されているもの

適正処理困難物の品目

スプリングマット、タイヤ、単車、FRP製のもの、ガレキ類(断熱材、土砂など、又はそれらが含まれるもの)、農薬・劇薬及び農薬・劇薬の容器、消火器、注射器、ソーラー設備等の室外設置型設備(灯油ボイラーも含む)、木(直径30cm以上、長さ2m以上のもの)、業務用製品、バッテリー、ボンベ類、建築廃材

木及び日曜大工等で発生する程度のも木材・廃材に限っては、事前に持ち込まれる量・日時を清掃工場に確認の上、持ち込むことが可能です。

令和6年10月1日(土)から令和7年3月31日(土)までは、このカレンダーに掲載されています。

ごみ収集予定カレンダー

【問い合わせ先】 尾鷲市クリーンセンター ☎22-0605

尾鷲市清掃工場 ☎22-3245

★ごみ出しの詳細については分別ガイドブックをご覧ください。

★袋に入らない可燃ごみは、小さく切って指定袋へ入れて下さい。

★清掃工場に持ち込む際には、指定袋へ入れないで下さい。

(北浦・北浦東・北浦西・馬越・南浦北浦・宮ノ上・座ノ下・坂場・野地・栄・天満・南浦天満)

○燃やすごみ(月・木コース) ← 1月2日を除く

○資源化物(E地区)

【紙類、その他、カン類、ビン類⇒第1～第4金曜日】

(分別ステーションに出すもの)

【資源プラスチック類⇒火曜日】 ← 12月31日を除く



令和6年

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1 資源プラ	2	3 ごみ	4 紙類	5
6 持込	7 ごみ	8 資源プラ	9	10 ごみ	11 その他	12
13	14 ごみ	15 資源プラ	16	17 ごみ	18 カン類	19
20 持込	21 ごみ	22 資源プラ	23	24 ごみ	25 ビン類	26
27	28 ごみ	29 資源プラ	30	31 ごみ		

令和6年

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1 紙類	2
3 持込	4 ごみ	5 資源プラ	6	7 ごみ	8 その他	9
10	11 ごみ	12 資源プラ	13	14 ごみ	15 カン類	16
17 持込	18 ごみ	19 資源プラ	20	21 ごみ	22 ビン類	23
24	25 ごみ	26 資源プラ	27	28 ごみ	29	30

令和6年

12月

日	月	火	水	木	金	土
1 持込	2 ごみ	3 資源プラ	4	5 ごみ	6 紙類	7
8	9 ごみ	10 資源プラ	11	12 ごみ	13 その他	14
15 持込	16 ごみ	17 資源プラ	18	19 ごみ	20 カン類	21
22	23 ごみ	24 資源プラ	25	26 ごみ	27 ビン類	28
29	30 ごみ	31				

令和7年

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5 持込	6 ごみ	7 資源プラ	8	9 ごみ	10 紙類	11
12	13 ごみ	14 資源プラ	15	16 ごみ	17 その他	18
19 持込	20 ごみ	21 資源プラ	22	23 ごみ	24 カン類	25
26	27 ごみ	28 資源プラ	29	30 ごみ	31 ビン類	

清掃工場へのごみの持ち込みは12月27日16時までです。
年末のため、収集日に注意して下さい。

年始のため、収集日・持ち込み日に注意して下さい。
清掃工場へのごみの持ち込みは1月5日からです。

令和7年

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2 持込	3 ごみ	4 資源プラ	5	6 ごみ	7 紙類	8
9	10 ごみ	11 資源プラ	12	13 ごみ	14 その他	15
16 持込	17 ごみ	18 資源プラ	19	20 ごみ	21 カン類	22
23	24 ごみ	25 資源プラ	26	27 ごみ	28 ビン類	

令和7年

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2 持込	3 ごみ	4 資源プラ	5	6 ごみ	7 紙類	8
9	10 ごみ	11 資源プラ	12	13 ごみ	14 その他	15
16 持込	17 ごみ	18 資源プラ	19	20 ごみ	21 カン類	22
23	24 ごみ	25 資源プラ	26	27 ごみ	28 ビン類	29
30	31 ごみ					

※回収拠点に出すごみ

回収品目

紙パック、ペットボトル、白色発泡トレイ、乾電池、蛍光灯
(分別ステーションには出せません。)

※清掃工場に持ち込まなければならないごみ

大きさ制限を超える大型ごみ(おおむね四方が50cm、重さが10kgを超えるごみ)

※月～金(祝日除く) 9:00～16:00 ※第1・第3日曜日 9:00～15:00

※ごみを持ち込む際には、あらかじめ分別してお持ち込み下さい。
(分別されていないと引き取れない場合があります)

※リサイクルできる家具等の回収

使用可能な家具等の場合、クリーンセンターへ予約すれば、係員がお伺いして引き取る物かどうかの判断の上、無料で回収いたします。

※回収した家具等は、リサイクル品として同センターで配布します。

※引き取り不可の場合はご自身で廃棄していただきます。

大量のごみについて

大量のごみ(草木などを含む)が出る場合は、回収場所に出さずに清掃工場に持ち込んで下さい。また、持ち込む際は事前に清掃工場へ連絡して下さい。

ごみ出し三原則を守りましょう ■決められた日に(朝8時まで) ■決められた物を(分別して) ■決められた場所へ出しましょう

×市が取り扱わないごみ

下記に該当するものについては、販売店や処理業者等に相談して下さい。

- 爆発性、引火性、毒性、危険性、著しく悪臭を発するもの、特別一般廃棄物、廃棄物の処理を著しく困難にするもの、市の処理施設の機能に支障を生じるもの
- 産業廃棄物であるもの
- 法律(家電リサイクル法、オートバイリサイクル法)などにより処理過程が義務付けられているもの
- 適正処理困難物に指定されているもの

適正処理困難物の品目

スプリングマット、タイヤ、単車、FRP製のもの、ガレキ類(断熱材、土砂など、又はそれらが含まれるもの)、農薬・劇薬及び農薬・劇薬の容器、消火器、注射器、ソーラー設備等の室外設置型設備(灯油ボイラーも含む)、木(直径30cm以上、長さ2m以上のもの)、業務用製品、バッテリー、ボンベ類、建築廃材

木及び日曜大工等で発生する程度の木材・廃材に限っては、事前に持ち込まれる量・日時を清掃工場に確認の上、持ち込むことが可能です。

令和6年4月～令和6年9月分については、オモテ面に掲載されています。